

## 資料編

- ・大分県障がい福祉圏域図
- ・障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（内閣府）
- ・大分県障害者施策推進協議会条例
- ・大分県障害者施策推進協議会委員名簿
- ・大分県自立支援協議会設置要綱
- ・大分県自立支援協議会委員名簿

# 大分県障がい福祉圏域図



東部圏域	別府市	杵築市	国東市	姫島村	日出町
中部圏域	大分市	白杵市	津久見市	由布市	
南部圏域	佐伯市				
豊肥圏域	竹田市	豊後大野市			
西部圏域	日田市	九重町	玖珠町		
北部圏域	中津市	宇佐市	豊後高田市		

## ○障がい福祉圏域

本計画における障がい福祉圏域は、前計画に引き続き、二次医療圏域との整合を図り、上記のとおりとします。

## 障がいのある人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例

平成 28 年 3 月 30 日  
大分県条例第 15 号

私たち大分県民は、全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、教育や就労をはじめ、恋愛、結婚、妊娠や子育て等人生のあらゆる場面において、それぞれの選択を尊重するとともに、相互に助け合い、支え合う社会を実現することを願う。

本県では、これまで、障がいのある人のスポーツの振興や就労促進等を通じて、障がいのある人とない人の相互理解の促進や障がいのある人の社会参加の推進に積極的に取り組んできたところである。しかしながら、障がいのある人に対する障がいを理由とする差別及び偏見並びに障がいのある人に対する支援及び理解の不足により、障がいのある人が自らの意思により選択することを妨げられ、将来の夢や希望を諦めざるを得なかったり、その家族、特に障がいのある子の親が子を残して先に死ぬことはできないと切実に思い悩む等障がいのある人やその家族が社会の中で暮らすことに困難を感じ苦しんでいる状況が存在する。

我が国が障害者基本法をはじめとする国内法を整備し障害者の権利に関する条約を批准する等障がいのある人の権利の実現に向けた取組が進められる中、私たち大分県民は、障がいのある人に対する理解を深め、及び障がいを理由とする差別を解消するための取組を一層推進し、障がいのある人が選択の機会を確保されつつ必要な支援を受けて地域社会の中で安心して心豊かに暮らせる日を一日も早く実現しなければならない。

ここに、全ての障がいのある人によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする障害者の権利に関する条約の趣旨を踏まえつつ、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現し、もって、誰もが安心して心豊かに暮らせる大分県づくりに資するため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、障がいのある人に対する県民の理解を深め、及び障がいを理由とする差別の解消を図るための施策に関し、基本原則を定め、県及び県民の責務を明らかにするとともに、障がいを理由とする差別の解消を図るための施策の基本的な事項を定めることにより、全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現し、もって誰もが安心して心豊かに暮らせる大分県づくりに資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障がい(以下「障がい」と総称する。)がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 3 障がいを理由とする差別 障がいのある人に対して、障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為(社会的障壁の除去に伴う負担が過重でない場合に、合理的配慮を怠ることを含む。)をいう。
- 4 合理的配慮 障がいのある人が障がいのない人(障がいのある人以外の者をいう。以下同じ。)と同じように日常生活又は社会生活を営むため、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明(障がいのある人が意思の表明を行うことが困難である場合にあっては、当該障がいのある人の家族その他の関係者からの意思の表明を含む。)があった場合において、社会的障壁の除去について、現状を変更し、又は調整し、その他必要かつ合理的な配慮をすることをいう。

### (基本原則)

第3条 第1条に規定する社会の実現は、全ての障がいのある人が、障がいのない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 1 全て障がいのある人は、必要な支援を受けながら、自らの意思により選択し、自分の人生を自分らしく生きることができること。
- 2 全て障がいのある人は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 3 全て障がいのある人は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生できること。
- 4 全て障がいのある人は、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
- 5 障がいを理由とする差別の解消を図るための施策は、障がいのある人の性別、年齢、障がいの状態及び生活の実態に応じて、策定され、及び実施されること。
- 6 障がいのある人に対する理解を深めること及び障がいを理由とする差別を解消することは、全ての県民が取り組むべき課題であるという認識が共有されること。

#### (県の責務)

- 第4条 県は、前条に規定する基本原則にのっとり、障がいのある人に対する理解を深め、及び障がいを理由とする差別の解消を図るための施策を策定し、及び実施しなければならない。
- 2 県は、障がいのある人の性、恋愛、結婚、出産、子育て、親等生活を主として支える者が死亡した後の生活の維持及び防災対策に関する課題その他の障がいのある人の人生の各段階において生じる日常生活及び社会生活上の課題の解消に努めるものとする。

#### (県民の責務)

- 第5条 県民は、第三条に規定する基本原則にのっとり、障がいを理由とする差別の解消に寄与するよう努めなければならない。

#### (市町村との連携)

- 第6条 県は、市町村が障がいのある人に対する理解を深め、及び障がいを理由とする差別の解消を図るための施策を実施するために必要な情報の提供、技術的な助言その他の支援を行うものとする。

#### (財政上の措置)

- 第7条 県は、障がいのある人に対する理解を深め、及び障がいを理由とする差別の解消を図るための施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第2章 障がいを理由とする差別の禁止

### (障がいを理由とする差別の禁止)

第8条 何人も、障がいを理由とする差別をしてはならない。

2 合理的配慮は、社会的障壁の除去に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとなるよう適切に行われなければならない。

### (福祉サービスの提供における障がいを理由とする差別の禁止)

第9条 福祉サービスの提供を行う者は、障がいのある人に対して福祉サービスを提供する場合において、正当な理由なく、障がいを理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

### (医療の提供における障がいを理由とする差別の禁止)

第10条 医師その他の医療従事者は、障がいのある人に対して医療を提供する場合において、正当な理由なく、障がいを理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 医師その他の医療従事者は、法令に別段の定めがある場合を除き、障がいを理由として、障がいのある人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強制してはならない。

### (商品の販売及びサービスの提供における障がいを理由とする差別の禁止)

第11条 商品の販売又はサービスの提供を行う者は、障がいのある人に対して商品の販売又はサービスの提供を行う場合において、正当な理由なく、障がいを理由として、商品の販売若しくはサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

### (労働及び雇用における障がいを理由とする差別の禁止)

第12条 事業主は、労働者の募集又は採用を行う場合において、障がいのある人が業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がいのある人に対して、障がいを理由として、応募若しくは採用を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 事業主は、障がいのある人を雇用する場合において、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の労働条件について、障がいのある人が業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を

除き、障がいを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

3 事業主は、障がいのある人が業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がいを理由として、障がいのある人を解雇してはならない。

(公共的施設及び公共交通機関の利用における障がいを理由とする差別の禁止)

第13条 不特定かつ多数の者の利用に供される建物その他の施設の所有者、管理者又は占有者は、障がいのある人に対して、建物その他の施設の構造上やむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がいを理由として、建物その他の施設の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 公共交通事業者等(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第4号に規定する公共交通事業者等をいう。)は、障がいのある人が車両等(同条第七号に規定する車両等をいう。以下この条において同じ。)を利用するしようとする場合において、当該車両等の構造上やむを得ないと認められる場合、障がいのある人の生命又は身体を保護するためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がいを理由として、当該車両等の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

(不動産取引における障がいを理由とする差別の禁止)

第14条 不動産の売買、交換、賃貸借その他の不動産取引を行おうとする者は、障がいのある人又は障がいのある人と同居する者に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、不動産取引を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

(情報の提供及び受領における障がいを理由とする差別の禁止)

第15条 不特定かつ多数の者に対して情報の提供を行う者は、障がいのある人に情報を提供する場合において、障がいのある人が選択した情報の提供の方法によることに著しい支障がある場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がいを理由として、情報の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 不特定かつ多数の者から情報を受領する者は、障がいのある人から情報を受領する場合において、障がいのある人が選択した意思表示の方法によっては障がいのある人の意思を確認することに著しい支障がある場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がいを理由として、情報の受領を拒否し、若しくは制限し、又はこ

れに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

(教育における配慮)

第 16 条 教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、障がいのある人が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようするため、教育上必要な支援を講じなければならない。

第 3 章 障がいのある人に対する理解を深め、及び障がいを理由とする差別の解消を図るための施策

(特定相談)

第 17 条 何人も、障がいを理由とする差別があったときは、県に対して、当該障がいを理由とする差別に係る事案(以下「対象事案」という。)についての相談(以下「特定相談」という。)をすることができる。

2 県は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。
- 二 対象事案の関係者(以下「関係当事者」という。)間の調整を行うこと。
- 三 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

(専門相談員)

第 18 条 知事は、前条第 2 項各号に掲げる業務その他障がいを理由とする差別の解消するための取組を適正かつ確実に行わせるため、障がいを理由とする差別の解消及び障がいのある人の権利擁護に関し優れた識見を有すると認められる者を専門相談員として任命することができる。

2 専門相談員は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。

3 専門相談員は、正当な理由なく、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

4 第 1 項の規定にかかわらず、県は、障がいを理由とする差別の解消及び障がいのある人の権利擁護に関し優れた識見を有すると認められる者に、前条第二項各号に掲げる業務その他障がいを理由とする差別を解消するための取組の全部又は一部を 委託することができる。

5 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による委託を受けた者について準用する。

(連携及び協力)

第 19 条 専門相談員及び前条第 4 項の規定による委託を受けた者は、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 12 条の 3 第 3 項に規定する身体障害者相談員、知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 15 条の 2 第 3 項に規定する知的障害者相

談員その他専門知識をもって障がいのある人からの相談を受ける者と連携し、及び協力し、業務を遂行するものとする。

(あっせんの申立て)

第20条 障がいのある人は、第17条第2項の特定相談を経てもなお自己に対する対象事案が解決しないときは、知事に対してあっせんの申立てをすることができる。

2 障がいのある人が意思の表明を行うことが困難である場合にあっては、当該障がいのある人の家族その他の関係者が、当該障がいのある人に代わって、前項の規定によりあっせんの申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが当該障がいのある人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

3 前2項の申立ては、行政不服審査法(平成26年法律第68号)その他の法令に基づく不服申立て又は苦情申立てをすることができる行政庁の処分又は職務執行については、することができない。

(あっせん)

第21条 知事は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、大分県障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)に対し、あっせんの手続を開始するよう求めるものとする。

2 協議会は、前項の規定による求めがあったときは、次に掲げる場合を除き、あっせんを行うものとする。

一 あっせんの必要がないと認められるとき。

二 対象事案の性質上あっせんを行うことが適当でないと認められるとき。

3 協議会は、あっせんを行うために必要があると認めるときは、関係当事者から意見を聴取し、又は意見書その他の資料の提出を求めることができる。

4 協議会は、対象事案の解決に必要なあっせん案を作成し、これを関係当事者に提示することができる。

5 協議会は、あっせんによっては対象事案の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

6 協議会は、あっせんを行った場合はその結果を、あっせんを行わないこととした場合はその旨を知事に報告するものとする。

(勧告)

第22条 協議会は、あっせんの申立てがあった対象事案において障がいを理由とする差別をしたと認められる者が、正当な理由なく、あっせん案を受諾せず、又はこれを受諾したにもかかわらず当該あっせんに従わないときは、知事に対して、当該者に当該障がいを理由とする差別を解消するために必要な措置を講ずべきことを勧

告するよう求めることができる。

- 2 知事は、前項の規定による求めがあった場合において、必要があると認めるときは、当該障がいを理由とする差別をしたと認められる者に対して、必要な措置を講ずべきことを勧告するものとする。

(公表)

第 23 条 知事は、前条第二項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名、当該勧告の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる者に対し、その旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、意見を述べる機会を与えなければならない。

(啓発活動等の推進)

第 24 条 県は、障がいのある人に対する理解を深め、及び障がいを理由とする差別の解消を図るため、啓発活動の推進、障がいのある人と障がいのない人の交流の機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

第 4 章 雜則

(委任)

第 25 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 【合理的配慮の基本的な考え方】障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(内閣府)

- 行政機関等及び事業者には、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去について、必要かつ合理的な配慮を行うことが求められている。
- 行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障がい者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意。
- 障がいの特性や具体的な場面・状況に応じて異なり、多様かつ個別性が高く、下記の「過重な負担の基本的な考え方」に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応。

- 〔例〕
- ・車椅子などの場合、段差がある場合はスロープ等を使って補助する、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮
  - ・筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮
  - ・障がいの特性に応じた休憩時間の調整や必要なデジタル機器の使用許可などのルール・慣行の柔軟な変更
- 意思の表明に当たっては、言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達などの必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。（障がい者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。）
  - 合理的配慮を必要とする障がい者が多数見込まれる場合、障がい者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要。

### 【過重な負担の基本的な考え方】

行政機関等及び事業者は、過重な負担について、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的な場面や状況に応じて総合的・客観的に判断。

- 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度
- 事務・事業規模
- 財政・財務状況

## 大分県障害者施策推進協議会条例

昭和 48 年 3 月 31 日  
大分県条例第 14 号

### (趣旨)

第 1 条 この条例は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号。以下「法」という。）第 36 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項の合議制の機関（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (名称)

第 2 条 協議会の名称は、大分県障害者施策推進協議会とする。

### (所掌事務の特例)

第 3 条 協議会は、法第 36 条第 1 項各号に掲げる事務のほか、次に掲げる事務を行う。  
1 障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例（平成 28 年大分県条例第 15 号）第 21 条第 2 項の規定によりあつせんを行うこと。  
2 障害を理由とする差別の解消を図るための施策に関する事項について、知事の諮問に応じて答申すること。

### (組織)

第 4 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。  
2 前条第 1 号に規定するあつせん（以下「あつせん」という。）を行うため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。  
3 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者並びに障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。  
4 臨時委員は、学識経験のある者、障害者及びその家族を代表する者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者並びに事業者（事業者団体を含む。）を代表する者のうちから、知事が任命する。

### (委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
2 委員は、再任されることができる。  
3 臨時委員は、あつせんに関する事務が終了したときは、解任されるものとする。

### (専門委員)

第 6 条 協議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。  
2 専門委員は、学識経験のある者、障害者並びに障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。  
3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

### (会長)

第 7 条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第8条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
  - 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

- 第9条 協議会は、あつせんを行うため、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会は、委員及び臨時委員のうちから、会長が指名する者5人をもつてあつせんを行う。
  - 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選によって定める。
  - 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
  - 5 会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、あつせん案の作成は、委員及び臨時委員の全員一致をもつて行うものとする。
  - 6 協議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて協議会の議決とすることができます。
  - 7 第7条第3項並びに前条第1項及び第2項の規定は、部会について準用する。この場合において、第7条第3項及び前条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、第7条第3項中「委員」とあるのは「委員又は臨時委員」と、前条第2項中「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

(幹事)

- 第10条 協議会に幹事を置く。
- 2 幹事は、県職員のうちから、知事が任命する。
  - 3 幹事は、会長の命を受け、協議会の事務を処理する。

(庶務)

- 第11条 協議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

- 第12条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

附 則

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

(省略)

附 則（平成28年条例第15号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 大分県障害者施策推進協議会委員名簿

令和6年3月現在

委員氏名	所属団体及び役職名
阿部 奈美	児童発達支援センターひばり園園長
阿部 祐士	大分労働局職業安定部職業対策課長
大本 良子	大分県立由布支援学校長
川野 ゆかり	大分県精神保健福祉士協会理事
神田 弘法	公益社団法人大分県精神保健福祉会会长
岸和田 誠	大分県特別支援学校知的障がい教育校 P T A連合会
草野 俊介	社会福祉法人大分県社会福祉協議会会长
古賀 精治	国立大学法人大分大学教育学部長
佐々木 成二	大分県精神障害者社会復帰施設協議会会长
佐藤 一夫	一般社団法人大分県身体障害者福祉協会会长
田北 ゆみ	社会福祉法人太陽の家大分広域本部別府生活事業部地域 生活支援課長
田中 利明	大分県市長会副会長
長濱 明日香	社会医療法人関愛会 坂ノ市病院
早野 真弓	特定非営利活動法人大分県難病・疾病団体協議会代表理事
平原 伸	大分県知的障害者施設協議会会长
古野 善子	大分県ホームヘルパー協議会会长
帆秋 伸彦	一般社団法人大分県医師会常任理事
帆秋 善生	大分県精神科病院協会理事
三浦 晃史	大分県身体障害児者施設協議会会长
矢守 和枝	公益社団法人大分県手をつなぐ育成会理事

## 大分県自立支援協議会設置要綱

この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項に規定する障害者等への支援の体制の整備を図る機関として設置する大分県自立支援協議会（以下「県協議会」という。）に関し、必要な事項を定める。

### （目的）

第1条 県協議会は、市町村における体制整備に係る状況の把握、評価、整備方針に係る助言その他市町村における相談支援体制に関し、広域的又は専門的な観点からの取組を推進し、障がい者等の自立した日常生活又は社会生活の向上に資することを目的とする。

### （所掌事務）

第2条 県協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- 1 市町村における相談支援体制の状況の把握、評価及び整備方針に関する助言を行うこと。
- 2 法第5条第17項の相談支援事業者に対する研修の在り方に関する協議を行うこと。
- 3 専門的分野における障がい者等に対する支援方策に関し、情報及び知識を共有するとともに、普及啓発を行うこと。
- 4 市町村相談支援機能強化事業及び県の相談支援体制整備事業等による市町村の相談支援体制への支援に関する協議を行うこと。
- 5 大分県障がい福祉計画を定め、又は変更するにあたって意見を述べること。
- 6 第1号から前号までに掲げるもののほか、障がい者等への相談支援に関し必要な事項

### （構成）

第3条 県協議会の委員は、20名以内とし、次に掲げる者の中から大分県福祉保健部長が委嘱する。

- 1 障がい者の相談支援に関し相当な知識及び経験を有する者
- 2 障がい者の代表

### （委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 県協議会に委員の互選により会長1名を置く。

2 会長は、会務を総理し、県協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、第1項の規定に準じて選任された委員が会長代行として会長の職務を代行する。

(会議)

第6条 県協議会の会議は必要に応じ会長が招集し、会長が議長を務める。

2 会長は、必要があると認める場合には、委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会)

第7条 会長は、必要があると認める場合には、県協議会に部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 県協議会の事務局は、福祉保健部障害福祉課に置く。

(運営の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、県協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成19年3月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年8月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

# 大分県自立支援協議会委員名簿

令和6年3月現在

氏 名	所属及び役職名	備 考
相原 有香	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構大分支部 大分障害者職業センター 主任障害者職業カウンセラー	
五十嵐 猛	社会福祉法人萌葱の郷 大分県発達障がい者支援センター「イコール」センター長	子ども部会長
石川 博一	社会福祉法人清流会 相談支援事業所「ルポーズ」管理者	地域移行専門部会長代理
大谷 慎之介	合同会社まるまる 相談支援事業所まるまる管理者	相談支援・研修部会長
岡本 崇	大分県教育庁特別支援教育課 指導班 課長補佐（総括）兼指導主事	
陰山 友紀	大分県高次脳機能障害支援拠点機関 医療法人光心会 諫訪の杜病院 支援コーディネーター	
河野 剛志	大分市福祉保健部障害福祉課 参事補	
坂井 奈緒美	社会福祉法人博愛会 障害者就業・生活支援センター大分プラザ 主任就業支援担当者	
佐藤 一夫	一般社団法人大分県身体障害者福祉協会会长	
橋本 裕貴	独立行政法人国立病院機構 西別府病院 障害福祉事業専門員	
村尾 猛	社会福祉法人大分すみれ会 就労継続支援事業B型ワーク大分すみれ会利用者	
安永 満	大分県中小企業家同友会 障がい者問題委員会委員 AIDA LINK株式会社 代表取締役	
山村 明日香	社会福祉法人ラポール マルシェ（就労継続支援B型）利用者	
割石 美絵子	社会福祉法人別府発達医療センター 地域療育連携室 相談員（社会福祉士）	